

株 主 各 位

大阪市阿倍野区長池町 22 番 22 号
シャープ株式会社
取締役社長 高橋 興三

第 122 期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第 122 期定時株主総会において、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報 告 事 項 1. 第 122 期〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計
監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第 122 期〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕計算書類の内容報告の件

本件は、上記 1. 及び 2. の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の概要は次のとおりであります。

- (1) 定款に定める本社所在地を大阪市から堺市に変更しました。(第 2 条)
なお、本定款変更の効力の発生は、平成 28 年 6 月 30 日までに開催する取締役会において決定する本店移転日をもって生ずるものであります。(附則)
- (2) 新たな種類の株式である C 種種類株式の発行を可能とするために、C 種種類株式に関する規定の新設等を行いました。(第 6 条、第 6 条の 4、第 8 条)
なお、本定款変更の効力の発生は、本定時株主総会のほか、普通株主による種類株主総会、A 種種類株主による種類株主総会及び B 種種類株主による種類株主総会それぞれにおいて本定款変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。いずれの種類株主総会においても承認可決されております。
- (3) A 種種類株式及び B 種種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行並びに C 種種類株式の取得条項の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加しました。(第 6 条)
なお、本定款変更の効力の発生は、第 2 号議案で承認可決された第三者割当による募集株式の発行に係る普通株式及び C 種種類株式すべてが発行されることを条件とするものであります。
- (4) 当社と新株引受権を引き受ける者との間で締結する総数引受契約について会社法第 244 条第 3 項の承認を行う機関として、取締役会に加えて、取締役社長を追加しました。(第 6 条の 5)
- (5) 種類株主総会の基準日に関する規定を整備しました。(第 17 条の 2)

第 2 号議案 第三者割当による募集株式(普通株式及び C 種種類株式)発行の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、本普通株式及び C 種種類株式の発行は、本定時株主総会のほか、普通株主による種類株主総会、A 種種類株主による種類株主総会及び B 種種類株主による種類株主総会すべてにおいて定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることにより、第 1 号議案に係る定款一部変更の効力が発生すること(ただし、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数の増加についての定款変更の効力を除く。)を条件とするものであります。いずれの種類株主総会においても承認可決され、上記定款一部変更の効力が発生しております。

よって、第三者割当により次のとおり発行することが決定されました。

普通株式 3,281,950,697 株

うち鴻海精密工業股份有限公司に対して 1,300,000,000 株、

うちFoxconn (Far East) Limited に対して 915, 550, 697 株、
うちFoxconn Technology Pte. Ltd. に対して 646, 400, 000 株、
うちSIO International Holdings Limited に対して 420, 000, 000 株 を割当て
C種種類株式 11, 363, 636 株
鴻海精密工業股份有限公司に 11, 363, 636 株の全部を割当て

第 3 号議案 取締役 10 名選任の件

本件は、原案のとおり、取締役に高橋興三、長谷川祥典の両氏を再選し、また、新たに野村勝明、沖津雅浩、中矢一也、石田佳久、戴 正呉、劉 揚偉、中川威雄及び高山俊明の 8 氏を選任することが承認可決されました。ただし、戴 正呉、劉 揚偉、中川威雄及び高山俊明の 4 氏を選任の効力は、第 2 号議案で承認可決された第三者割当による普通株式及びC種種類株式の発行に対する払込みがなされることを条件としております。なお、中矢一也、石田佳久の両氏は会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

第 4 号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、新たに監査法人として P w C あらた監査法人が選任されました。

第 5 号議案 取締役の報酬等の額の改定及び内容決定の件

本件は、原案のとおり承認可決され、次のとおり改定（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）することが決定されました。

<ストックオプションによる報酬枠>

本定時株主総会における第 6 号議案の承認後 1 年以内に当社取締役の報酬等として割り当てる新株予約権は 2,000 個以内（ただし、社外取締役には割り当てないものとす。）といたします。ただし、新株予約権の額の合計は 5 億円以内といたします。この新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定することといたします。なお、新株予約権 1 個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとします。

<金銭による報酬枠>

執行役員を兼務する取締役に對し、ストックオプションとは別に金銭報酬を支払うこととし、社外取締役に支払う金銭報酬を併せた金銭による報酬枠を年額 2 億円以内（うち、社外取締役分は年額 4,000 万円以内）といたします。

なお、執行役員を兼務する取締役に對してストックオプションとは別に支払う金銭報酬については、執行役員と同等の基準により定めることとします。

第 6 号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本件は、原案のとおり承認可決され、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社、国内の当社子会社及び国内の当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員に對し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任することが決定されました。

以 上

-
- ・定時株主総会終了後の取締役会において、次のとおり代表取締役及び役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長 高橋 興三 代表取締役 野村 勝明

- ・定時株主総会終了後の監査役会において、次のとおり常勤監査役が選定され、それぞれ就任いたしました。

常勤監査役 西尾 裕次郎 常勤監査役 藤井 修造

以 上